

川崎市公告第1011号

川崎都市計画地区計画の変更（新川崎地区地区計画）の都市計画の変更等を予定しています。都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項に基づく、川崎市都市計画公聴会規則（平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。）の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第2条の規定により、公述の申出がないときは、公聴会を開催しません。

令和8年7月1日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の内容

(1) 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画地区計画の変更（新川崎地区地区計画）

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

川崎市幸区鹿島田三丁目、北加瀬一丁目、小倉一丁目、小倉三丁目、小倉四丁目、
新川崎及び新小倉並びに中原区大倉町及び荏宿地内

2 公聴会の開催の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年8月18日（火）午後7時から

(2) 場 所 かわさき新産業創造センターAIRBIC（エアビック）1階会議室
（川崎市幸区新川崎7-7）

3 公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。

- (1) 提出期間 令和8年7月17日(金)から令和8年7月31日(金)まで
- (2) 提出先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課(川崎市川崎区宮本町1)

4 都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとおり開催します。また、説明会后、都市計画素案の縦覧を行います。

(1) 説明会

- ア 日時 令和8年7月16日(木) 午後7時から8時30分まで
- イ 場所 かわさき新産業創造センターAIRBIC(エアビック)1階会議室
(川崎市幸区新川崎7-7)

(2) 縦覧

- ア 日時 令和8年7月17日(金)から令和8年7月31日(金)まで
- イ 場所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課(川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎19階)
幸区役所1階情報コーナー(川崎市幸区戸手本町1-11-1)
幸区役所日吉出張所(川崎市幸区南加瀬1-7-17)
川崎市立幸図書館(川崎市幸区戸手本町1-11-2)
中原区役所5階市政資料コーナー(中原区小杉町3-245)
川崎市立中原図書館(中原区小杉町3-1301 武蔵小杉西街区ビル5階)
※都市計画課、幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所は、平日の午前8時30分から午後5時まで
※幸図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで、並びに土曜日、日曜日及び祝日の午前9時30分から午後5時まで。中原図書館は、平日の午前9時30分から午後9時まで、並びに土曜日、日曜日及び祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。